

「インターネットやマグネットの広告を見て依頼する 水回りの修理サービスのトラブルに注意しましょう」

突然、トイレや台所などで排水管つまりや水漏れが発生し、あわてて「水回り修理 980円～」 「安心価格」と書かれた、インターネットやマグネットの広告を見て、安価で修理できると思い事業者を呼んだところ、高額な料金を提示され、その場で修理作業の契約をさせられたという相談が多く寄せられています。

水回りのつまり修理では、つまり除去作業費や管の洗浄作業費、機器の脱着費等（設備の状況により、必要な作業は異なります。）がかかることがあります。これらに高額な経費をのせて請求する事例がみられます。



水回りのトラブルが発生した時は慌てずに次の点に注意して対処しましょう。

1. インターネットやマグネット広告、電話で説明された料金を鵜呑みにせず、工事前に必ず見積もりをしてもらいましょう。
2. 見積もりは複数社から取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。事業者の選定について、お悩みの場合は、[大阪市ホームページ「大阪市排水設備工事指定業者一覧」のページ](#)（一部、水回り修理を行っている事業者があります）も参考に検討しましょう。
3. 水漏れにそなえて、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておきましょう。
4. 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと契約を断りましょう。

修理に来てもらうよう呼んだ場合であっても、広告やサイトに記載された内容から予見可能な範囲を超えた内容や金額の契約を締結した場合は、特定商取引法が定める訪問販売に該当し、クーリング・オフ等の対象となります。

契約などによるトラブルが発生した場合や不安なときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

消費生活
相談窓口



相談、相談、相談、相談



メインキャラクターエルちゃん